

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	<p>収用交換等の場合の譲渡所得等の特別控除等の対象となる事業の拡充(一団地の復興再生拠点市街地形成施設)</p> <p>(国税1)(法人税:義、所得税:外)</p> <p>(地方税1)(個人住民税:外、法人住民税:義、事業税:義)</p>	
2	要望の内容	<p>都市施設である「一団地の復興再生拠点市街地形成施設」の整備※に当たって、収用交換等の対象となる資産に係る譲渡所得の特別控除等(5,000万円特別控除等)を適用する。</p> <p>また、当該特別控除等について、都市計画決定後かつ都市計画事業認可以前(以下「都市計画事業認可の前」という。)においても適用されるものとする。</p> <p>※ 必要な法的措置については、第189回国会に、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案を提出することとしている。</p>	
3	担当部局	復興庁 原子力災害復興班	
4	評価実施時期	平成27年2月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—	
6	適用又は延長期間	恒久措置	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>原発事故に関する避難指示等を受けた市町村において、帰還する住民の生活や地域経済の再生のため、住宅、産業施設、公共施設等を一体的に備えた市街地である「一団地の復興再生拠点市街地形成施設」の効率的かつ円滑な整備を促進する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○福島復興再生特別措置法 ○福島復興再生基本方針 3 福島の復興及び再生の基本理念、基本姿勢 (2)原子力災害による被害を受けた福島の特異な諸事情を踏まえた総合的かつ迅速な施策の実施
		② 政策体系における政策目的の位置付け	○復興庁政策評価体系(※平成26年度復興庁政策評価実施計画の別紙) 施策(3)原子力災害からの復興に係る施策の推進
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本特例措置が適用されることで効率的かつ円滑な用地取得が可能となり、事業期間が短縮されることで、避難指示解除区域等に帰還する住民等の生活再開及び地域経済の再建に資する「一団地の復興再生拠点市街地形成施設」の整備を早期に実現する。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>本特例措置の対象となる「一団地の復興再生拠点市街地形成施設」が整備される件数及び規模</p>

			<p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置が適用されることで用地取得が迅速化され、「一団地の復興再生拠点市街地形成施設」の整備に要する事業期間が短縮されることにより、被災者の帰還が促進される。</p>
8	有効性等	① 適用数等	—
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成27年度～)</p> <p>本特例措置が新設されることにより、避難指示等を受けた市町村において、「一団地の復興再生拠点市街地形成施設」をはじめとする帰還環境の整備に向けた検討及び事業化が促進される。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成27年度～)</p> <p>本特例措置が新設されることにより、避難指示等を受けた市町村において、「一団地の復興再生拠点市街地形成施設」をはじめとする帰還環境の整備に向けた検討及び事業化が促進される。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27年度～)</p> <p>本特例措置が新設されなかった場合、地権者にとって「一団地の復興再生拠点市街地形成施設」の事業主体による用地買収に応ずるインセンティブがなく、交渉に時間を要することとなる結果、被災者の避難元市町村における生活再開及び地域経済の再建が遅れるおそれがある。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成27年度～)</p> <p>本特例措置は、避難指示解除区域等に帰還する住民等の生活再開及び地域経済の再建に不可欠な施設として、被災者の帰還促進に大きな役割を果たす一方、「一団地の復興再生拠点市街地形成施設」として都市計画に位置付けられた場合に適用対象が限られており、減収範囲は限定的である。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>「一団地の復興再生拠点市街地形成施設」と類似する制度である「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」においても同様の租税特別措置が講じられており、効率的かつ円滑な用地取得を可能とするためには、租税特別措置を講ずることが妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等の役割分担	<p>福島再生加速化交付金(帰還環境整備交付金)では、「一団地の復興再生拠点市街地形成施設」の整備のために事業施行者である地方公共団体が行う用地の取得・造成、公共施設の整備等を同交付金の対象事業として位置付け、当該地方公共団体に対して補助することとしている。</p> <p>一方、本税制上の特例措置は、用地に係る従前の権利者に対して、事業施行者に用地を譲渡するインセンティブとして措置するものであり、予算措置との役割分担は明確である。</p>

		③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	—
10	有識者の見解		—
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期		—